2026 年 11 月 12 日

安藤百福国際奨学金～食科学フェローシップ
2027 年度採用募集要項

1. 趣旨

公益財団法人安藤スポーツ･食文化振興財団は、食科学の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者が海外の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援します。 なお、本要項において、本制度の採用者を「食科学特別研究員」と称します。

2. 対象分野

食科学分野

本事業では、食に関する課題の解決に向け、食品・健康科学に加え、感覚・脳科学、再生・医療工学、ロボティクス・センサー技術、データサイエンス・AI、行動科学等、多様な分野の知見や技術を融合する研究領域を「新食科学」と捉えます。これらは例示であり、対象となる研究を列挙した分野に限定するものではありません。

3. 採用予定数

2 名

4. 応募資格

（1）次の要件を全て満たしている者（基準日は各欄のとおり）

身分	日本の大学等学術研究機関※に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者 ・上記「研究者」は、常勤・非常勤の別や任期の有無を問いません。 ・採用期間中は、原則として食科学特別研究員以外の身分を持つことはできません。ただし、次の場合を除きます。①日本の大学等学術研究機関の承認を得て、その研究者の身分を保持する場合 ②研究課題の遂行のために、受入研究機関での施設利用や他の資金受給に必要な場合
学位	・2027 年 4 月 1 日現在、博士の学位を取得後 5 年未満の者（2022 年 4 月 2 日以降に学位を取得した者)。 ・2027 年 4 月 1 日までに博士の学位を取得することが見込まれる場合（学位取得見込み）も申請できます。 ・学位取得見込みの者が 2027 年 4 月 1 日までに学位を取得できなかった場合は採用されません。
職歴	2027 年 4 月 1 日現在、大学等研究機関※の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して 5 年未満の者

国籍	申請時において、日本国籍を有する者
その他	安藤百福国際奨学金に採用されたことのある者は申請できません。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている以下の研究機関に限ります。

a）大学及び大学共同利用機関

b）文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

c）高等専門学校

d）文部科学大臣が指定する機関

（2）採用時の資格確認

採用内定後の諸手続において、学位取得証明書等を指定の期日までに提出できない場合は、採用されません。

・海外の大学等学位授与機関において、学位の取得日が 2027 年 4 月 2 日以降となる場合であっても、2027 年 4 月 1 日までに博士の学位を授与することが決定している旨、当該機関が証明した文書を指定の期日までに提出すれば、学位取得証明書は交付後に提出することができます。

5. 採用期間

派遣開始日から 2 年間

＜2027 年度採用＞

派遣開始可能期間：採用決定後から 2028 年 2 月 29 日 まで

6. 派遣先機関

食科学分野において、本財団の選考委員会が優れていると判断する海外の大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

・日本の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等

・営利を目的とした民間研究所等

7. 支給経費

・滞在費・研究活動費・往復航空券等の交通費（年額 1,500 万円。）

※支度料、査証料を含む旅行雑費等に係る費用は支給しません。

8. 申請手続

申請は電子メールにより受け付けます。申請書類の作成・提出方法は、以下のとおりです。

（1）申請書類の作成

申請書類は次の 5 つ（(オ）は該当する場合のみ）から構成されます。

（ア）申請書（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分です。

（イ）研究計画（使用言語：日本語）

研究計画や海外で研究することの意義等を記載する書類です。

〔留意事項〕

人権の保護及び法令等の遵守への対応について 研究計画に、倫理審査委員会等の承認や法令等に基づく手続が必要な研究（個人情報を扱う調査、ヒトを対象とする研究、動物実験、遺伝子組換え実験等）が含まれる場合は、その対応状況を「(イ）研究計画」に記載してください。

（ウ）受入意思確認書（使用言語：日本語又は英語）

海外における受入研究者の受入に関する意思を確認する文書です。申請者は、受入研究者へ受入意思確認書の作成依頼を行ってください。

（エ）評価書（使用言語：日本語又は英語）

申請者の研究や人物をよく知り、申請者を推薦する立場にある研究者 1 名（指導教員や所属機関・学会等の関係者など／以下「評価者」）が作成する文書です。申請者は、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。

（オ）申請書別紙（学歴、博士課程、研究・職歴等）（使用言語：日本語）

「(ア）申請書」の「⑧学歴」、「⑩博士課程」、「⑪研究・職歴等」欄に全事項を記載できない場合、又はその他特筆すべき事項（出産・育児等のライフイベントに伴う一時的な研究業績の減少により、配慮を要する場合を含む）がある場合のみ、提出してください。

〔作成に当たっての注意事項〕

・選考委員は、電子媒体の申請書を用いて審査します。提出された PDF をそのまま用います（カラーの場合はカラーのまま審査します)。

・生成 AI を利用する場合は、著作権の侵害や個人情報・機密情報の漏えいにつながるリスクに留意し、申請者自身の責任で判断してください。

（2）申請方法

申請手続は各自で行い、本事業ウェブサイトから所定の様式（Word ファイル）を取得して作成してください。作成後は、申請書類（(ア）～（オ)）をそれぞれ PDF ファイルに変換し（1 つのファイルに結合せず、書類ごとに別々の PDF ファイルのままとしてください)、申請者がすべて取りまとめのうえ、電子メールに添付して「16. 本募集に関する連絡先」のメールアドレス宛に直接提出してください。

なお、メール送付の際、件名は「【安藤百福国際奨学金】氏名」としてください。

9. 応募締切

以下の期限までに、電子メールで申請書類を本財団に提出してください。

提出（送信）期限：2027 年 2 月 12 日（金）23:59（日本時間）

※上記の期限後に提出があっても受理しませんので、時間に余裕を持ってご提出ください。

10. 選考及び結果の通知

（1）選考

選考委員会等において書面審査（一次選考）及び面接審査（二次選考）を実施のうえ、採用内定者を決定します。なお、面接審査は一次選考通過者を対象に 2027 年 2 月下旬～3 月中旬頃に実施する予定です（詳細は対象者に別途通知します）。主要な審査方針は、以下のとおりです。

〔審査方針〕

将来性	海外での研究経験を通じて、食科学の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
挑戦性	申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
具体性・確実性	研究計画が具体的で、受入研究者との事前交渉が十分になされ、受入体制が整っていること。
留学先の適合性	大学全体の知名度ではなく、当該研究領域における受入研究者・研究室の国際的実績と研究計画との適合性を評価すること。
食創為世	食科学、食料安全、栄養、持続可能な食料供給など、食に関わる課題の解決や社会への貢献が見込まれ、さらに異なる分野の知見・技術を融合した「新食科学」の発展に寄与する可能性が期待できること。
国際性	海外の研究環境で研究を遂行し、国際的な研究者ネットワークを築くに足る語学力と資質を備えていること。

（2）選考結果の通知

①選考結果は、申請者に対し、電子メールにより通知します。結果を通知した際には、本事業のウェブサイトにおいてその旨を公表します。

※選考に関する個別の問合せには応じません。

②一次選考（書面審査）の結果は 2027 年 2 月下旬頃までに通知し、二次選考（面接審査）を経た最終的な採否は 2027 年 3 月下旬に通知します。

③2027 年 5 月下旬頃までに、補欠者について、繰り上げ採用又は不採用の結果を通知する予定です。

11. 採用内定後の手続き

採用内定の通知を受けた者は、本財団が指定する期日（原則として内定後 1 か月以内）までに、以下の必要書類を提出してください。指定の期日までに提出がない場合には、採用を取り消すことがあります。

- 受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書 ※様式任意）
- 学位取得証明書（又は博士の学位を授与することが決定している旨を当該機関が証明した文書）
- 誓約書（本財団所定様式）
- 経費振込先となる銀行口座届（本財団所定様式）
- その他、本財団が指定する書類（研究倫理教育の受講修了証 など）

※各種様式（フォーマット）及び

具体的な提出方法については、採用内定後に財団から個別に案内します。

12. 食科学特別研究員の義務・遵守事項等

食科学特別研究員は、次に掲げる事項を遵守してください。

（1）食科学特別研究員は、採用期間中は、受入研究機関において、申請書に記載した研究課題の遂行を主たる活動としてください。その他の活動は、研究課題の遂行に支障のない範囲で行うことができます。

（2）派遣開始の 1 年経過後 2 か月以内に中間報告書を、派遣終了後 3 か月以内に最終報告書を提出しなければなりません。 また、派遣終了後、本財団が主催する報告会・交流会に原則参加してください。

（3）派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学することはできません。

（4）研究倫理教育教材を履修等し、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってはいけません。

（5）食科学特別研究員の名誉や信用を損なう行為を行ってはいけません。

上記の義務・遵守事項等の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本財団が判断した場合には、経費の支給を停止し、原則、食科学特別研究員の採用取り消しや派遣期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、本要項末尾の『応募・採用後の留意事項』に定めます。

①申請書の記載事項に虚偽が発見された場合

②食科学特別研究員の資格を有していないことが明らかになった場合

③過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、食科学特別研究員の名誉や信用を損なう行為を行った等、食科学特別研究員として採用することが不適切であると本財団が判断した場合

④本財団に無断で渡航計画、受入研究機関、研究計画の変更を行った場合

⑤その他『応募・採用後の留意事項』に記載されている条件に違反し、本財団の指示に従わなかった場合

13. その他

（1）申請書及び選考について

①本財団の申請受付期限後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。また、申請書記載事項については、採用後の諸手続きにおける基礎データとなるため、受入研究者の所属、役職等を含め受入研究機関に確認し、正確に記入してください。
②申請は 1 人 1 件とします。なお、2 件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
③選考結果は 2027 年度採用分にのみ有効です。

（2）採用内定後の資格の変更について

申請時に日本の大学等学術研究機関に所属しない者が、採用内定後、又は派遣期間中に日本の大学等学術研究機関の研究者の職に就き、かつ就職先の研究機関の承認を得られた場合、身分の変更を届け出ることで、引き続き食科学特別研究員としての派遣が認められます。また、日本の大学等学術研究機関に所属する者が、採用内定後にその職を辞した場合も、届け出ることが必要です。

なお、派遣期間中に、日本の大学等学術研究機関における研究者以外の職、又は海外の研究機関の職に就いた場合は、別途例外的に認める場合を除き、食科学特別研究員としての身分を喪失します。これらの変更が生じた場合は、本財団に遅滞なく届け出てください。

（3）渡航に当たっての留意事項

①本財団は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請には一切関わりませんので留意してください。既に海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意してください。派遣先国及び派遣先機関によって、ビザや滞在許可に係る制度、条件、手続き等は異なります。申請者の責任において、派遣先国の大使館等や派遣先機関に確認のうえ、研究計画が遂行できるよう早めに準備・手配してください。
②本事業のため（ビザや滞在許可に必要な場合を含む。）に派遣先機関と本財団は協定等の締結及び調整等は行いません。また、本財団は、滞在費・研究活動費を旅費として採用者個人名義の銀行口座に振り込むこととし、派遣先機関名義の銀行口座には送金しません。派遣先機関における受入手続については、各自の責において予め確認のうえ申請してください。
③所属機関及び受入研究機関と綿密に連携し、渡航に影響を与える事案が発生していないか確認の上、渡航計画を立ててください。

（4）研究倫理教育教材の履修義務

食科学特別研究員として採用される者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修を義務づけます。そのため、採用内定後の手続の中で、研究倫理教育教材の受講修了証を提出するとともに、不正行為を行わないことについて誓約書を提出する必要があります。 なお、履修する教材については、日本学術振興会（JSPS）が提供する「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」の受講を推奨します（所属機関等で指定された同等の研究倫理教育教材を既に履修している場合は、その修了証等をもって代えることも可能です）。

・日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」
https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx

（5）安全保障貿易管理について（技術漏えいへの対処）
日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
食科学特別研究員は、外為法をはじめとする、日本の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等の遵守に加え、受入研究機関が所在する国・地域における同様の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して受入研究機関が定める規則等の把握・理解に努めてください。関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、食科学特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行うことがあります。

14. 個人情報の取扱い
申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本財団の「プライバシーポリシー」に基づき厳重に管理し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じるものとし、本財団の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。
https://www.ando-zaidan.jp/privacy
なお、採用された場合、氏名、申請時における所属・職、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び最終報告書等を本財団のウェブサイト等において公表するほか、関係機関へ周知することがあります。

15. 採用終了後の調査への協力義務
本事業の充実等を図るため、採用経験者に対し、採用終了時及びその後の 10 年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力は、食科学特別研究員採用の条件となります。
なお、本調査実施に当たり、調査書類送付時に使用する最新の連絡先を把握する必要があるため、採用終了後に連絡先の住所・就職先等が変更になった場合は速やかに本財団に届け出てください。

16. 本募集に関する連絡先
公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団　安藤百福国際奨学金担当
Email：info-foundation@ando-zaidan.jp
（お問い合わせはメールでお願いいたします。）

応募・採用後の留意事項

本留意事項に記載のある各種届出や報告書等の様式（フォーマット）については、採用内定後に本財団から配布します。提出の際は、原則として電子メールにて財団担当窓口へ送付してください。

1. お金・経費に関する事項

（1）他制度との重複受給（併給）について

他の奨学金やフェローシップとの重複受給は原則可能です。支給元が重複受給を認めるかは各自ご確認ください。

（2）税務上の取扱い

本奨学金にかかる日本及び派遣先国での税務上の取扱いについては、採用者自身の責任において確認し、適切に申告・納税を行ってください。本財団は税務上の相談には応じません。

（3）経費の支給方法

① 支給額

滞在費・研究活動費・往復航空券等の交通費は、用務地（実際に研究を行う受入研究機関所在地）の住所にかかわらず、一律年額 1,500 万円を支給します。

なお、期間の短縮や中断に伴う経費の日割計算にあたっては、年額を 365 日（閏年の場合は 366 日）で除した金額を 1 日当たりの日額とします。

② 支給時期及び対象期間

・支給は年 2 回（2 年間で計 4 回）に分け、1 回あたり 750 万円ずつ支給します（原則として、派遣開始前、半年後、1 年後、1 年半後の計 4 回）。

・具体的な送金スケジュールは採用時に通知します。ただし、支払手続きは、必要書類の提出を確認できた後となるため、提出が遅れた場合は、派遣開始後の支給となります。

・期間の途中で採用の辞退又は取り消し（期間短縮を含む）となった場合は、日割計算により未経過日数分の経費を本財団へ返還してください。（出産・育児・傷病等による「中断」の場合は、原則として返還は求めず、再開後の次回支給時に調整します。）

③ 振込先

・支給経費は、「銀行口座届」に記載された銀行口座に振り込みます。

・外国口座へ送金する際の手数料は本財団で負担します。ただし、海外送金を受け取る際に必要となる手数料については本人負担となります。

・外国口座に送金する際は、円建てで振り込みます。

④ 留意事項

・年度末又は年度初め等の振り込みが集中する時期は、支給時期が前後することがありますので、あらかじめご承知おきください。

・一時帰国に係る返納が発生した場合は、次回の支払いから当該返納額を減額した金額を支給します。返納が必要な場合には、本財団の指示に従って返納してください。

・必要な書類が提出期限までに提出されない場合は支給を停止又は遅らせることがあります。
・本要項の「12. 食科学特別研究員の義務・遵守事項等」の遵守状況に疑義が生じた場合、その疑義が解消するまで支給を停止する場合があります。
・食科学特別研究員は、派遣期間中は日本国内の非居住者となること、並びに滞在費・研究活動費は旅費として支給されることから、原則として日本国内では課税の対象外となりますが、詳細については各自で確認してください。ただし、派遣国において課税される場合があるため、各国において確認し、必要な手続きをしてください。

⑤ 経費の使途と精算について

支給経費（滞在費・研究活動費・往復航空券等の交通費）の具体的な使途制限はありません。現地での住居費、生活費、渡航費（往復航空券代）、保険料、研究に必要な消耗品や学会参加費等に充ててください。また、本財団に対する領収書の提出や使途報告（精算）は不要ですが、ご自身の税務申告等に必要な書類は各自で保管してください。

2. 派遣中の行動・ライフイベントに関する事項

(1) 一時帰国お及び第三国への渡航制限

安藤百福国際奨学金は海外に研究の拠点を移して研究に専念することが採用の前提であるため、採用期間中の一時帰国は食科学特別研究員としての研究活動に支障のない範囲としてください。具体的には 1 回 30 日、通算 60 日を上限とします。これを超える場合は、(イ)により事前に本財団の承認を得てください。一時帰国にあたっては以下を参照して手続きを行ってください。

なお、研究遂行上必要な第三国への一時的な渡航（国際学会への参加等）については、受入研究者の承諾を得た上で自己の責任において行ってください（本財団への届出は不要です）。

(ア) 一時帰国期間（日本到着日及び日本出発日を除く期間。以下同じ）が 30 日以下かつ通算 60 日以下の場合

一時帰国の予定が決まり次第速やかに本財団所定の一時帰国届により届け出てください。また、一時帰国にあたっては必ず受入研究者の承諾を得てください。

(イ) 一時帰国期間が 30 日を超える場合、又は通算で 60 日を超える場合

事前に受入研究者の承諾を得て本財団へ連絡の上、一時帰国の予定が決まり次第速やかに本財団所定の一時帰国届を提出し、本財団の承認を得てください。

(ウ) 提出書類の詳細について

・一時帰国期間が 30 日を超える場合、又は通算で 60 日を超える場合は、一時帰国の必要性及び食科学特別研究員としての研究課題の遂行に支障がないことについて説明してください。
・「一時帰国期間の用務日程」は、日本到着日から日本出発日までの日程を 1 日単位で記入してください。各日の用務の内容（研究や打合せの場合は、場所・相手先研究者名・実施内容等、学会参加等の場合は会議等の名称・会期等）は具体的に記載してください。ただし、私用の場合は簡潔な記載で構いません。

(エ) 一時帰国中の滞在費・研究活動費の取扱い

・一時帰国期間が 30 日以下かつ通算 60 日以下の場合は、滞在費・研究活動費の調整は行いません。
・一時帰国期間が 30 日を超える場合、又は通算で 60 日を超える場合は、その必要性を確認し、結果として一部又は全部について経費を支給しない（返納を求める）ことがあります。
・一時帰国期間を派遣終了日まで適用することはできません。その場合は、一時帰国日までに派遣期間の短縮を申請してください。

（2）出産・育児に係る採用の中断及び再開

（ア）対象者と中断期間

出産（配偶者等の出産を含む）及び 3 歳未満の子を養育するため、採用期間の中断及び再開を希望する食科学特別研究員。

・採用を中断できる期間は、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠は 14 週間）前の日から子が満 3 歳に達する日までとし、1 日単位で承認します。
・中断期間は採用期間に含まれず、派遣開始から中断までの日数と、再開後から終了までの日数を合わせた 2 年間を採用期間とします。

（イ）申請手続

・採用中断を申請する場合は、事前に本財団へ連絡の上、速やかに以下の書類を提出し、承認を得てください。

① 食科学特別研究員採用中断願
② 出産・育児の事由が生じたことを証明する書類（母子健康手帳の写しや出生証明書等）
③ 「受入研究者の承諾書」（書式任意／中断の承認、再開後も受け入れる旨が明記されたもの）

（ウ）採用の再開と経費の取扱い

・採用を再開する際は、事前に本財団へ連絡の上、採用再開願を提出し承認を得てください。
・採用中断中は経費の支給を中断し、既に支給済であれば次回支給時に調整します。再開した日から支給を再開し、中断した日数分は派遣期間を延長して支給します。

（3）傷病を理由とする採用の中断及び再開

（ア）対象者と中断期間

1 か月以上研究に専念できないと診断された食科学特別研究員で、傷病を理由として中断・再開を希望する者。

・派遣期間中、通算して 12 か月を上限とします（上限を超えての中断はできません）。
・中断期間は採用期間に含まれず、実質的な派遣期間が合計 2 年間となるよう調整します。

（イ）申請手続

・事前に本財団へ連絡の上、速やかに以下の書類を提出し、承認を得てください。

① 食科学特別研究員採用中断願
② 1 か月以上研究に専念できないと診断されたことがわかる医師の診断書（日本語訳添付）

③「受入研究者の承諾書」（書式任意／中断の承認、再開後も受け入れる旨が明記されたもの）

（ウ）採用の再開と経費の取扱い

・再開の申請手続きや経費の取扱いは、出産・育児に係る中断と同様です。

・上限まで中断を取得し、終了時までに治癒が見込まれない場合は、派遣期間短縮の手続をしてください。

(4) 家族の同伴について

派遣先への家族の同伴は妨げませんが、それに伴う渡航費、生活費、保険料、ビザ取得手続き等はすべて自己負担お及び自己責任となります。財団からの追加支給や手続きのサポートはありません。

(5) 採用の辞退お及び派遣期間の短縮

採用内定後、又は派遣期間中にやむを得ない事由により辞退・期間短縮（途中帰国）を希望する場合は、速やかに本財団へ連絡の上、本財団所定の「辞退届」又は「派遣期間短縮届」を提出してください。既に支給済の経費がある場合は、日割計算等により返還してください。

3. 受入研究機関・研究計画の変更

採用決定後、派遣先機関、受入研究者、および研究計画の大幅な変更は原則として認めません。やむを得ない事由がある場合は、事前に財団へ申し出てください。

4. 研究成果・知財に関する事項

(1) 謝辞（Acknowledgment）の記載義務

研究成果を発表する際は、安藤百福国際奨学金（食科学フェローシップ）の支援を受けた旨を記載してください。

（英文例：This work was supported by the Momofuku Ando International Fellowship for Food Science.）

(2) 知的財産権の帰属

本フェローシップによる研究成果から生じた特許等の知的財産権については、財団は権利を主張しません。

5. 安全と危機管理

(1) 適切な保険への加入義務

派遣期間中の傷病や事故等に備え、採用者自身の責任において、必ず適切な海外旅行傷害保険や現地の医療保険等に加入してください。本財団は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。